

# 令和3年 障害者雇用状況の集計結果

(令和3年6月1日現在)

上越公共職業安定所

「障害者雇用促進法」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.3%)以上の障害者を雇うことを義務付け、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について雇用義務がある事業主などから報告を求めています。

今回の集計結果は、雇用義務がある43.5人以上の民間企業の状況をまとめたものです(独立行政法人含まず)。

なお、上越所管内とは上越市、妙高市の企業の数字となっています。

## (1) 上越所管内における雇用状況の推移

項目 年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (※1)	障害者数 (※2)	障害者数			実雇用率	不足数	達成企業数	達成割合 (%)
				身体	知的	精神				
平成29年度	148	22,271.5	451.5	272.0	117.5	62.0	2.03	59.5	100	67.6
平成30年度	165	23,422.0	506.5	288.5	132.5	85.5	2.16	79.0	102	61.8
令和元年度	163	23,869.5	533.5	297.5	153.5	82.5	2.24	72.5	107	65.6
令和2年度	164	24,121.0	553.5	299.5	156.0	98.0	2.29	70.5	109	66.5
令和3年度	166	24,183.0	567.0	298.0	162.5	106.5	<b>2.34</b>	66.0	108	<b>65.1</b>
[対前年増減数]	[2]	[62.0]	[13.5]	[▲1.5]	[6.5]	[8.5]	[0.05]	[▲4.5]	[▲1]	[▲1.4]

※1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

※2 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

精神障害者である短時間労働者については、平成30年4月1日以降、新規雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者については、1人とカウント。(令和5年3月31日までの雇入れに限る。)

## (2) 全国、新潟県、上越所管内の障害者雇用状況の比較

項目 年度	実雇用率(%)				達成割合(%)			
	全国	新潟県	上越所管内	新潟県との差	全国	新潟県	上越所管内	新潟県との差
令和元年度	2.11	2.12	<b>2.24</b>	0.12	48.0	57.8	<b>65.6</b>	7.8
令和2年度	2.15	2.17	<b>2.29</b>	0.12	48.6	59.0	<b>66.5</b>	7.5
令和3年度	2.20	2.20	<b>2.34</b>	0.14	47.0	56.6	<b>65.1</b>	8.5
[対前年増減数]	[0.05]	[0.03]	[0.05]		[▲1.6]	[▲2.4]	[▲1.4]	

## (3) 規模別障害者雇用状況

項目 企業規模別	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率(%)			達成割合(%)		
				R2.6	R3.6	増減	R2.6	R3.6	増減
43.5~99	89	5,706.0	130.5	2.37	<b>2.29</b>	▲ 0.08	66.7	<b>64.0</b>	▲ 2.7
100~299	61	9,814.5	225.0	2.12	<b>2.29</b>	0.17	70.0	<b>68.9</b>	▲ 1.1
300~499	9	3,322.0	86.5	2.51	<b>2.60</b>	0.09	55.6	<b>66.7</b>	11.1
500~	7	5,340.5	125.0	2.39	<b>2.34</b>	▲ 0.05	50.0	<b>42.9</b>	▲ 7.1
計	166	24,183.0	567.0	2.29	<b>2.34</b>	0.05	66.5	<b>65.1</b>	▲ 1.4

#### (4) 産業別障害者雇用状況

項目 産業別	企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数	実雇用率(%)			達成割合(%)		
				R2.6	R3.6	増減	R2.6	R3.6	増減
建設	21	2,094.5	48.0	2.22	<b>2.29</b>	0.07	61.9	<b>66.7</b>	4.8
製造	54	8,843.5	197.5	2.07	<b>2.23</b>	0.16	62.5	<b>64.8</b>	2.3
情報通信・運輸	17	1,441.5	31.5	2.54	<b>2.19</b>	▲ 0.35	60.0	<b>58.8</b>	▲ 1.2
卸・小売・飲食・宿泊	21	2,652.5	57.5	2.29	<b>2.17</b>	▲ 0.12	54.5	<b>52.4</b>	▲ 2.1
金融・不動産・賃貸	4	672.0	14.5	1.89	<b>2.16</b>	0.27	75.0	<b>75.0</b>	0.0
医療・福祉	32	5,543.5	158.0	2.80	<b>2.85</b>	0.05	93.5	<b>84.4</b>	▲ 9.1
サービス	14	2,579.0	56.0	2.23	<b>2.17</b>	▲ 0.06	66.7	<b>57.1</b>	▲ 9.6
その他	3	356.5	4.0	0.94	<b>1.12</b>	0.18	0.0	<b>0.0</b>	0.0
計	166	24,183.0	567.0	2.29	<b>2.34</b>	0.05	66.5	<b>65.1</b>	▲ 1.4

## 事業主の皆様へ

**令和3年3月1日から**

# 障害者の法定雇用率が引き上げになりました

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わりました。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	<b>2.3%</b>
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	<b>2.6%</b>
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	<b>2.5%</b>

また、併せて下記の点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

## 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がりました。

### ▶従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が従業員45.5人以上から43.5人以上に変わりました。また、その事業主には以下の義務があります。

- ◆毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。